

## 基本方針 2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

### 1 子どもの育ちの場の充実

#### (1) 就学前児童の教育・保育の充実

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員として、より良く生きるための基礎を獲得していきます。また、知的・感情的な面でも、人間関係の面でも、日々急速に成長する時期でもあるため、この時期に経験しておかなければならないことを十分に行わせることは、将来、充実した生活を送る上で不可欠なことです。

子どもの健やかな成長のために、幼児期にあたる就学前の教育の重要性を認識して、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供が必要です。

子育て中も働き続ける女性の増加などを背景とした保育ニーズの高まりに対応するため、本市では、既存保育所等の定員増や定員弾力化などの待機児童対策を積極的に推進することで、平成 26 年度から平成 31 年度まで 6 年連続 4 月 1 日時点における待機児童 0 人を達成するとともに、保育士不足の深刻化に対応するため、平成 29 年度に「待機児童 ZERO プラン」を策定し、様々な保育士確保の方策を講じることで、平成 30 年度に年間を通じた待機児童の解消を達成しました。

地域ごとの特性やニーズに配慮して、すべての家庭が必要とする教育・保育を円滑に提供できるよう、引き続き、進化した「待機児童 ZERO プラン R」を推進し、将来を見据え、保育の質向上を視野に入れた年間を通じた待機児童ゼロの継続を図ります。

#### 【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
21	幼児期の教育（幼稚園、認定こども園） 【確保方策 P●】	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えてその心身の発達を支援しています。	学務課 保育課
22	一時預かり事業（幼稚園型） 【確保方策 P●】	私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）において、保護者の要請に応じて通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、在園児の預かり保育を実施しています。	保育課 学務課

No	事業名	事業の概要等	担当課
23	一時預かり事業（幼稚園型）の無償化事業	私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に在籍する保育の必要性のある子どもが、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に預かり保育を利用した際の利用料を無償化します（月額上限あり）。 (満3歳(3歳になった日から最初の3月 31 日まで)の子どもは市民税非課税世帯に限ります。)	保育課 学務課
24	私立幼稚園副食費補足給付	従来の就園奨励費の対象となる私立幼稚園に通園している年収 360 万円未満相当世帯の園児及び全所得階層の第3子以降の園児の副食費（おかず）相当額の給付を行っています。	学務課
25	特色ある幼稚園づくり事業	2年単位で1幼稚園を指定して、特色ある幼稚園づくり事業を実施しています。 各園での活動状況や成果を情報交換、共有し、地域の人との関わりや様々なふれあい体験を充実するとともに、小学校との連続性を意識した取組を進めています。	学務課
26	保育（保育所、認定こども園） 【確保方策P●】	●保育所 保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、子どもの健全な心身の発達を図るため、保育を行っています。 ●認定こども園 保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、子どもの健全な心身の発達を図るため、教育及び保育を一体的に行っています。	保育課
27	幼児教育・保育の無償化事業	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもの保育料(利用料)を無償化しています。 市立幼稚園の保育料、私立幼稚園の保育料(月額上限 25,700 円)、保育の必要性のある児童の私立幼稚園の預かり保育料(月額上限 11,300 円又は 16,300 円)、保育所等保育料を無償化しています。また、保育所等を利用していない保育の必要性のある児童の認可外保育施設等について利用給付(月額上限あり)を行っています。	保育課 学務課

No	事業名	事業の概要等	担当課
28	地域型保育事業	少人数の単位で3歳未満の子どもの保育を行う地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)を行っています。	保育課
29	保育士バンク事業	保育士資格を有しながら、保育士として就労していない人を対象に研修を行い、職場復帰を支援するとともに、保育士を必要としている施設との橋渡しを行っています。 バンク登録者人数の増加及び保育施設への就職につながるよう、ハローワーク枚方と連携・協力し研修内容等の充実を図っています。	保育課
30	食物アレルギー対策事業	食物アレルギーのある子どもに安全な給食を提供するため、民間保育所等に対して補助を行っています。 民間保育所等における事業実施率の向上に努め、食物アレルギー対策の充実を図っています。	保育課
31	保育コンシェルジュの配置	保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設や様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置しています。子どもや保護者の状況に応じた、きめ細かな対応に努めています。	保育課
32	待機児童ZEROプランR	待機児童ZEROプランRの各事業を着実に推進し、保育士を確保するとともに、保育士等が働きやすい環境を整備することで、年間を通じた待機児童解消に取り組んでいます。 <b>●児童受入促進事業</b> 受入れが見込める民間及び市立保育所に配置基準を上回る保育士を配置して、年度途中の児童の受入を促進しています。 <b>●保育士処遇改善事業</b> 市独自の保育士の処遇改善を実施し、市内保育所等における保育士の確保及び離職防止を図っています。 <b>●保育士宿舍借り上げ支援事業</b> 保育士の家賃負担の軽減を図るため、民間保育所等が保育士の入居用に借り上げた宿舍の費用を補助して、保育士確保と離職防止を図っています。 <b>●保育士広域募集支援事業</b> 市内で民間保育所等を運営する事業者による北河内	保育課

No	事業名	事業の概要等	担当課
		<p>7市を超える広域を対象とした保育士求人広告の掲載、就職説明会等への参加費用の補助を行い、保育士採用活動を支援することで、保育士の確保を図っています。</p> <p>●待機児童ZEROプランPR 「待機児童ZEROプランR」を様々な手法により広域で情報発信し、保育士の確保を図っています。</p> <p>●保育士の子どもの優先入所 月 140 時間以上、市内保育所等で就労又は就労予定の保護者の子どもの優先入所を行い、子どもを持つ保育士の確保を図っています。</p> <p>●潜在保育士就職促進事業 保育士資格取得者で保育所等に就労していない保育士又は保育士離職から一定期間経過した保育士が民間保育所等に就労した場合に、補助(1人1回限り30,000円)を行い、潜在保育士の就労促進を図っています。</p> <p>●保育士試験受験料支援事業 保育士試験によって新たに資格を取得した保育士が民間保育所等に就労した際に、試験受験料の補助を行い、保育士の確保を図っています。</p> <p>●ねやがわ保育セミナー 市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを開催して、保育士の資質向上及び保育士が働きやすいまちであるPRに努め、保育士の確保・定着を図っています。</p> <p>●中堅期保育士キャリアアップ研修支援事業 中堅期保育士がより高度な知識、技術を取得するための支援として、民間保育所等に就労する中堅期保育士のキャリアアップ研修への参加に要する経費を支援し、保育の質の向上を図っています。</p>	

No	事業名	事業の概要等	担当課
33	幼児教育アドバイザーの配置	<p>幼児教育・保育の質の向上を図るため、市立幼稚園に、園所の中核となって研修を実施するためのファシリテーション能力や新規採用者等経験の少ない教員への指導助言等を行う幼児教育アドバイザーを1名配置しています。また、幼児教育アドバイザーを育成するため、大阪府が実施する幼児教育アドバイザー育成研修を受講しています。</p>	学務課
34	外国につながる幼児への支援・配慮	<p>外国人のための相談窓口を設置するとともに「外国人のための生活ガイドブック」等を通じて、幼児教育・保育等の情報を提供しています。</p> <p>幼稚園では、保護者と連携を取りながら、園児が園生活を円滑に送れるようにサポートしています。</p> <p>保育園では、給食について、保護者の意向を聞き取り、対応できる範囲で、代替食を提供するとともに、クラス懇談会等の際に、保護者と保育士等の意思疎通が図れるよう、通訳ボランティアを派遣しています。</p> <p>引き続き、民間団体等と連携し、外国につながる幼児への支援・配慮を行います。</p>	市民活動振興室 保育課 学務課

## (2) 多様な保育の提供

産業構造の変化や就業形態の多様化などを背景に、不規則な勤務や早朝・夜間勤務などのさまざまな就労状況の保護者が増えています。通常保育以外の時間帯や日曜・祝日の保育ニーズに対応して、保護者の就労状況にかかわらず子どもが必要な保育を受けられる体制整備が求められています。

また、保護者の用事や病気、リフレッシュの時間をつくりたいなどのときに、子どもを一時的に預けることができれば、保護者の心身の負担軽減となり、子どもにも余裕をもって接することができます。

今後も各家庭の状況に応じた、多様な保育の提供を通じて、保護者の負担の軽減を図ります。

### 【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
35	延長保育事業 【確保方策 P●】	保育所や認定こども園で、通常の開所時間前後の時間に保育を行っています。	保育課
22	一時預かり事業（幼稚園型） 【確保方策 P●】（再掲）	認定こども園（幼稚園部分）及び私立幼稚園において、保護者の要請に応じて通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、在園児の預かり保育を実施しています。	保育課 学務課
23	一時預かり事業（幼稚園型）の無償化事業（再掲）	認定こども園（幼稚園部分）及び私立幼稚園に在籍する保育の必要性のある子どもが、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に預かり保育を利用した際の利用料を無償化しています（月額上限あり）。 (満3歳(3歳になった日から最初の3月 31 日まで)の子どもは市民税非課税世帯に限ります。)	保育課 学務課
36	夜間保育事業 【確保方策 P●】	夜間に保護者が就労する場合等に保育を行っています。保護者の保育ニーズに対応するため継続して実施します。	保育課
37	休日保育事業 【確保方策 P●】	休日・祝日等に保護者が就労等の理由で、子どもの保育が常態的に困難な場合に保育を行っています。	保育課
38	一時預かり事業（幼稚園型を除く） 【確保方策 P●】	保護者が、用事のあるときや病気の時、リフレッシュしたいときなどに、保育所及び認定こども園並びにRELATTO（リラット）で子どもの一時的な保育を行っています。	子育てリフレッシュ館 保育課

No	事業名	事業の概要等	担当課
39	子育て短期支援事業 (ショートステイ等) 【確保方策P●】	保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間(7日程度)預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。  サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めています。	子育て支援課
40	病児保育事業 【確保方策P●】	保護者が就労等の理由で、病気や病気回復期の児童を保育できない際に、病院等に併設する保育施設で児童を預かる「病児対応型」と保育所等に通所中の児童が体調不良となった場合に、医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う「体調不良児対応型」を実施しています。病気や体調不良となった児童に対して、適切な保育を行える環境整備を進めています。	保育課
41	ファミリー・サポート・センター事業 【確保方策P●】	小学6年生までの子どもの育児支援を受けたい人、支援を行いたい人を組織化し、相互援助活動を行うためのコーディネート及び会員への講習等を行っています。  提供会員の更なる確保のために様々なイベントや地域の子育てサロンなどでの周知を行っています。	子育てリフレッシュ館
42	一時預かり等の無償化事業	保育の必要性のある児童の保護者が、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用給付(月額上限あり)を行っています。(0歳から2歳までの子どもは市民税非課税世帯に限ります。)	子育てリフレッシュ館 保育課
34	外国につながる幼児への支援・配慮(再掲)	外国人のための相談窓口を設置するとともに「外国人のための生活ガイドブック」等を通じて、幼児教育・保育等の情報を提供しています。  幼稚園では、保護者と連携を取りながら、園児が園生活を円滑に送れるようにサポートしています。  保育園では、給食について、保護者の意向を聞き取り、対応できる範囲で、代替食を提供するとともに、クラス懇談会等の際に、保護者と保育士等の意思疎通が図れるよう、通訳ボランティアを派遣しています。  引き続き、民間団体等と連携し、外国につながる幼児への支援・配慮を行います。	市民活動振興室 保育課 学務課

## 2 就学後の子どもの健全育成

### (1) 放課後の居場所づくりの推進

子どもを保育園に通わせているときよりも、小学校入学後のほうが仕事との両立が難しくなる「小1の壁」は、共働き家庭等にとって大きな問題となっています。

すべての小学生児童が、放課後の時間や長期休暇の期間を安全で安心できる場所で過ごせる環境整備のために、国では「新・放課後子ども総合プラン」を策定して、留守家庭児童会及び放課後子供教室の計画的な整備を進めています。

本市のニーズ調査では、5歳児の保護者が、子どもが小学1～3年生の間、放課後を過ごさせたい場所として「留守家庭児童会」を挙げている割合が32.1%、小学4年生以降の利用希望は、20.3%となっています。

また、小学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の発達が進み、心身が著しく成長する時期であり、多様な体験・活動を通して、子どもたちの生きる力を育み、調和のとれた発達を図る必要があります。

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）と放課後子供教室の一体的な整備を進める、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後における子どもたちの居場所づくりを計画的に進めます。

#### 【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
43	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会） 【確保方策P●】	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、学校の放課後及び長期休業等に適正な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ります。  保育環境の向上に向け、余裕教室の確保や児童指導員等の確保に努めています。	青少年課
44	放課後子供教室推進事業	学習支援や遊び、スポーツ・文化等のプログラムを提供し、主体的な体験活動ができる場を提供しています。 また、放課後校庭開放事業をプログラムの1つとして実施しています。  放課後児童対策事業の一体的な取組を進めるために、実行委員会組織づくりや人材確保を支援しています。	青少年課

## (2) 幼・保・小の連携強化

入学間もない小学1年生の教室で起こる、児童が先生の話の聞かない、授業中立ち歩くといった「小1プロブレム」の問題の背景には、家庭や地域における子どもの育ちの環境や画一的な教育システムの課題などさまざまな要因が考えられますが、本市では、小学校就学前後の接続期における教育・保育の課題についての勉強会や研修等を実施してきました。

また、本市では平成17年度から全市的に小中一貫教育を推進し、義務教育期間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を推進しています。9年間の小中一貫教育に加えて、就学前教育との連携強化は、これまで以上に求められているという認識で取り組んでいます。

令和2年度から全面実施される小学校の新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」が重視されます。幼児期の教育・保育から小学校教育へ滑らかな接続の取組に加えて、主体的な学びのカリキュラムを実施することで子どもたちが学びの喜びを体験できる教育の実践に努めます。

### 【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
45	教育に関する調査研究事業	市内幼・小・中学校園教員の中から委嘱された教育研究員が、幼・小・中学校に一貫性のあるテーマを設定し、カリキュラム・指導方法・評価方法等について研究しています。 子どもたちに学ぶ習慣と学び続ける力を身につけさせる「寝屋川方式」の学習法の確立を目指し、各分野で調査・研究を推進します。また、研究成果の報告会等の実施を通して、研究内容を市内学校園に広く周知することで、より質の高い教育の充実に努めています。	総合教育研修センター
46	就学前児童と小学生との交流	幼稚園教諭、保育士、小学校教員の合同研修、交流等を通して、相互の指導内容や地域の子どもの状況を共有し、連続したきめ細かな教育の実現に努めています。また、就学前児童と小学校との交流により、コミュニケーション能力の向上等互いの成長支援を行っています。 継続的な取組により成果が現れてきており、異年齢交流の機会の充実に努めています。	保育課 学務課 教育指導課

No	事業名	事業の概要等	担当課
47	英語村(英語力向上プラン)事業	市内幼稚園、保育園、認定こども園の5歳児を対象に、外国人英語講師による英語活動の体験を通じて、就学前の子どもが英語に親しむことで、英語の楽しさを味わい、小学校の外国語活動(国際コミュニケーション科)への効果的な接続を図っています。	総合教育研修センター

### 3 障害児支援の充実

これまで、障害の認識や対応が遅れがちであった発達障害（自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害等）の周知や理解が進み、支援制度の整備や早期療育体制が必要とされています。また、医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、医療的ケアを必要とする障害児が増えており、障害児支援のニーズが多様化しています。

本市では、平成30年3月に「寝屋川市障害福祉計画（第5期計画）」と一体的に「寝屋川市障害児福祉計画（第1期計画）」を策定して、子ども・子育て支援と連動した切れ目のない障害児支援体制の整備を目標に掲げています。

児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）の指定管理者制度での運営や、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する事業所など、障害児支援において多様な「民」の関わりと、本市の療育システムをさらに発展させて、公・民が各々の強みを活かして効果的に連携し、公民協働による切れ目のない発達支援体制の整備を推進します。

#### 【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
48	児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）における早期療育・訓練・相談事業	就学前障害児を対象に、保育、訓練等、療育を行っています。 指定管理者の運営管理のもと、市も協力しながら、就学前障害児を対象に、保育・訓練・相談・施設支援等、寝屋川市の療育システムの中核としての役割を果たします。療育水準の向上に向けて、指定管理者、保護者会との密接な連携を図っています。	子育て支援課
49	児童発達支援事業（どんぐり教室等）	ことばの遅れや発達の問題、医療処置等を必要とする乳幼児の療育及び保護者への指導・援助を実施しています。 他の児童発達支援事業を利用する児童や私立幼稚園に通園する児童も増えてきていることから、退室後の引き継ぎや連携をきめ細かく行っています。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
50	放課後等デイサービス事業	<p>学校通学中の障害児が、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センター等の施設に通って、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を図っています。</p> <p>適正な支給決定に基づき、事業所での訓練等を通じて、障害児の自立促進及び居場所づくりを推進しています。</p>	障害福祉課
51	障害児保育	<p>保育所・認定こども園・幼稚園・留守家庭児童会において、肢体不自由児、知的障害児、発達障害児等を含め、育ち合いの保育を実施しています。</p> <p>配慮を必要とする児童の状況に応じて適切な保育・教育環境が確保できるよう、加配教員・保育士の配置を行います。また、留守家庭児童会においては、障害特性の理解に関する指導員の研修実施や加配を行っています。</p>	保育課 学務課 青少年課
52	巡回相談	<p>保育所・幼稚園等に在籍している肢体不自由児及び知的障害児・発達障害児等の発達診断・相談を保育所・幼稚園等において実施しています。</p> <p>関連部署や専門機関との連携による、相談支援の充実とともに、保育所等訪問支援事業や実践検証などを利用し、保育内容の充実に向けた取組を進めています。</p>	子育て支援課
53	居宅介護	<p>障害児の居宅における入浴、排せつ及び食事等生活全般にわたる援助を行っています。</p> <p>適正な支給決定に基づき、ホームヘルプサービスを通じて、障害児及び障害者の自立生活への支援を行っています。</p>	障害福祉課
54	移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障害児に対し、地域における社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行っています。</p> <p>外出時の支援を通じて、障害児及び障害者の地域生活における自立と社会参加を支援しています。</p>	障害福祉課

No	事業名	事業の概要等	担当課
55	保育所等訪問支援	<p>障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、集団生活における障害児支援について専門的な見地からのアドバイスをを行っています。</p> <p>専門スタッフのノウハウを伝達することにより、障害児保育の質の向上を図っています。</p>	障害福祉課
56	就学相談等小学校との連携	<p>就学前児童・保護者への就学相談と、入学後の相談支援を行っています。</p> <p>支援学級見学会、教育相談を通して学校と保護者との間で合理的配慮についての合意形成を行うとともに就学後の継続的な支援を行っています。</p>	子育て支援課 教育指導課
57	短期入所	<p>家族等が疾病等を理由に、一時的に居宅において介護ができなくなった場合に、一時的に障害者支援施設等に入所する事業を行っています。</p> <p>短期間の入所支援を通じて、障害児及び障害者の生活支援と家族等の介護を支援しています。</p>	障害福祉課
58	サポート手帳の活用	<p>一人ひとりの成長を記録する「はちかづきノート」、支援を受ける際の注意点等を記入する「知って帳」を活用して、成長段階に応じた支援が切れ目なく適切に行えるよう努めています。</p> <p>サポート手帳の周知を図るとともに、支援学校、教育委員会、保育所等関係機関や保護者に働きかけて、活用を促進しています。</p>	障害福祉課
59	寝屋川市自立支援協議会の機能の充実	<p>乳幼児期からのライフステージを通じた継続的な支援を充実させることを目的に、地域の障害者支援関係機関のネットワークである寝屋川市自立支援協議会に障害児部会を設置し、サポート手帳をツールとして活用するなど、障害児支援関係機関の連携を強化しています。</p> <p>障害児の支援にかかる社会資源及び療育システムについて関係機関との情報共有を行い、将来を見通した適切なサービスを選択・利用できるよう努めています。</p>	障害福祉課
60	子ども用補聴器電池交換費用助成事業	<p>18歳未満の重度又は中度の難聴児の保護者に対し、子育て支援の一環として、補聴器電池交換費用の一部を助成しています。</p> <p>制度を周知し、保護者の経済的負担軽減を図っています。</p>	障害福祉課

No	事業名	事業の概要等	担当課
61	難聴児補聴器等交付事業	18歳未満の難聴児を育てている保護者に対し、補聴器購入費等の一部を助成しています。 制度を周知し、福祉の増進と保護者の経済的負担軽減を図っています。	障害福祉課
62	新生児聴覚検査事業	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、聴覚障害のある児を出生後早期に発見し、療育につなげ、音声言語発達等への影響を最小限にとどめるため、新生児聴覚検査に係る費用を助成しています。	子育て支援課